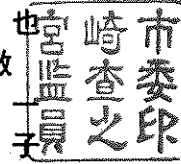




宮監公表第1号
平成31年4月26日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷欣也
荒木敏
星山健
近藤慶



定期監査措置状況の公表について

平成30年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
・ 税務部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：税務部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(納税管理課)</p> <p>①平成29年度及び平成30年度の滞納処分に係る配当計算書及び充当決議書について、謄本には実際に発送する日を記載し発送すべきところ、決裁前の日付(起案日)を記載し発送しているものがあった(平成29年度:54件、平成30年度:14件)。そのため、配当計算書については、換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日としなければならないにもかかわらず、起案日から起算して7日を経過した日となっていた。</p> <p>(国保年金課)</p> <p>①平成29年度はり・きゅう・あんま施術料補助(平成30年2月分、月遅れ分平成30年1月分 支出負担行為額:4,840,200円)の支出負担行為書について、部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁とされていた。</p>	<p>(納税管理課)</p> <p>①配当計算書及び充当決議書の発送日については、実際に発送する日を記載するよう担当係長から各担当職員に書面配付の上研修を行った。また、決裁後は、発送日及び換価代金等の交付期日の起算について適正な処理がなされているか、発送する前に担当係長がチェックするよう事務処理体制の見直しを行った。</p> <p>(国保年金課)</p> <p>①事務決裁事項(決裁区分)等について再確認・周知を図った。</p>

平成31年3月15日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

